

プレミアム付商品券に関するお知らせ

プレミアム付商品券は、10月の消費税率の引き上げによる町民税非課税の方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として販売します。

プレミアム付商品券

1枚500円分の商品券を1冊10枚綴り、額面合計5,000円分を4,000円で販売します。対象者1人につき5冊まで購入可能です。

※商品券の購入には、購入引換券が必要です。
※1冊単位で複数回に分けて必要な分だけ購入できます。
※使用の際には、つり銭が出ませんのでご注意ください。

対象者

①町民税非課税の方

基準日(平成31年1月1日)時点で川越町に住民登録があり、平成31年度の町民税が課税されていない方。

※ただし、下記に該当する方は対象外となります。

- ・平成31年度の町民税が課税されている方に扶養されている方や町民税が課税されている方と同一世帯の方
- ・生活保護、中国在留邦人等に対する支援給付の受給者等。(詳しくはお問合せください。)

②乳幼児(3歳未満)のいる子育て世帯の方

川越町に住民登録がある方で、平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主

※②に該当する方には、9月以降に購入引換券を発送する予定です。

▲ ご注意ください ▲

「プレミアム付商品券」に関する振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。町や内閣府をかたった不審な電話などがあった場合は、町や警察署(または警察相談専用電話[#9110])にご連絡ください。

【制度に関する専用ダイヤル】(午前9時～午後6時 土・日、祝日を除く。)
内閣府プレミアム付商品券問合せ専用ダイヤル Tel.0570-02-2036

【申請・問合せ先】 福祉課 Tel.366-7116

プレミアム付商品券取扱店舗募集

商品券を発行するにあたり、商品券の取扱店舗を募集します。川越町・朝日町域内にある店舗に限ります。

申込期限 8月13日(火)。午前9時～午後5時(期間終了後も随時申込み可能。)

申込方法 登録申込書に必要事項を記入し、朝明商工会へ持参してください。
※登録申込書は朝明商工会、福祉課で配布しています。朝明商工会及び町ホームページからもダウンロードできます。

【申込み・問合せ先】 朝明商工会 Tel.365-6603

【問合せ先】 福祉課 Tel.366-7116

申込方法

プレミアム付商品券の購入には、申請が必要です。プレミアム付商品券交付申請書は、対象になる可能性のある世帯へ郵送します。申請書に必要事項を記入し、受付期間内に窓口を持参または郵送してください。

○プレミアム付商品券申請書発送予定日

8月14日(水)※都合により前後する場合があります。
※対象者①に該当する方で9月中旬までに申請書が届かない場合は、お問合せください。

○申請方法

<窓口を持参する場合>

必要書類 ・プレミアム付商品券交付申請書
・本人確認書類(運転免許証等)

受付期間 8月20日(火)～令和2年2月14日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日、祝日、閉庁日を除く)

受付場所 役場2階203会議(9月2日(月)～11月29日(金))または福祉課。

<郵送の場合>

受付期間 8月20日(火)～令和2年2月14日(金)
※当日消印有効

郵送書類 プレミアム付商品券交付申請書

※申請書の提出は、原則平成31年1月1日に住民登録のある市区町村です。
※対象者②に該当する方は、申請不要です。



8月は受給資格証の更新月です! 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度とは、障害者、子どもや一人親家庭等の方が通院や入院をして支払った医療費(健康保険対象の医療費に限る。)を町が助成することにより、対象者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。受給資格の対象者に該当し、受給資格証を受け取っていない方は、手続きが必要です。

■受給資格対象者

区分	対象者	受給資格証の更新手続き
障害者医療費	・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方 ・療育手帳最重度～中度(A1～B1)をお持ちの方 ・精神障害者手帳1級をお持ちの方(通院のみ)	自動更新 8月下旬までに新しい受給資格証を送付します。
65歳以上障害者医療費	・上記障害者医療費の対象の方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	
子ども医療費	・義務教育終了までの児童(15歳年度末)	8月中に更新手続きが必要 詳細は、個人宛通知をご覧ください。
一人親家庭等医療費	・父または母のいない子ども及びその養育者(子どもが20歳に達する月末まで。ただし、学生の場合は、申請により年度末まで)	

■対象医療費

健康保険適用となった医療費の自己負担額を助成します(高額療養費、各健康保険の附加給付、他の法令の規定による公費負担の給付を控除した額)。高額療養費等の算定に当たっては、別途書類の提出をお願いします。

《注意》独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付対象は助成の対象ではありません。

9月から窓口無料化の対象医療機関が拡大します

未就学児(満6歳になった日以後の最初の3月末日まで)に対する窓口負担の無料化(現物給付)について、9月から三重県内全域の医療機関における診療についても対象となります。

【問合せ先】 福祉課 Tel.366-7116

「児童扶養手当現況届」 「特別児童扶養手当所得状況届」

提出をお忘れなく!

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。この届けを提出しないと今後手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

《注意》2年間、届けの提出がないと受給資格がなくなります。

提出期間

- ・児童扶養手当現況届 8月1日(木)～31日(土)
- ・特別児童扶養手当所得状況届 8月9日(金)～9月11日(水)

※いずれも土・日、祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分
※詳細は個人宛通知をご確認ください。

【提出・問合せ先】 福祉課 Tel.366-7116

「未婚の児童扶養手当受給者 に対する臨時・特別給付金」

児童扶養手当の受給者のうち、未婚の一人親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日(10月31日)において、これまで婚姻(法律婚)をしたことがない方
- ③基準日において、事実婚をしていないまたは事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額 17,500円
申請期間 8月1日(木)～11月30日(土)
※土・日・祝日を除く。

※原則として、申請期間外は受け付けられませんのでご注意ください。

【申請・問合せ先】 福祉課 Tel.366-7116